

健康診断の結果は?

要入院者が大幅に増加。特掃の減少の影響は?

3年目となる今年の健康診断も8月3日に終わりました。日曜を除く9日間で輪番も一巡し、健診を受けた人数は1500人台、去年並でしたが、レントゲン撮影の後で結核の検査のために入院が必要と診断された人の数は、8月5日時点で25人(去年は15人)と大幅に増えました。50歳台後半が6人、60歳台前半が15人、後半が3人、70歳台が1人で、60歳台がきわめて多くなっています。番号では、千番未満が9人、千番台が8人、二千番以降が8人と各番号帯にまんべんなく広がっています。

ただ、今年度初めて特掃に登録した人の要入院者の割合が高い一方で、特掃への登録の古い人たちの中でも、昨年・一昨年と何も異常がなかったのに今年初めて胸に影が写った人も出てきているのが特徴です。

特に、3年間毎年健康診断を受けてきた古手の人たちに健康状態の悪化が見受けられ、要入院者が大幅に増えたことと、特掃が今年度から減ってしまったことが関係していないか心配です。

長年の野宿生活と高齢化の影響も加わり、体の衰弱は自分で思っている以上に早く進みます。60歳台の人は、元気なうちに生活保護を考えるのも選択肢ではないでしょうか。

南職安跡地で、就業支援事業が始まりました。

(大阪ホームレス就業支援センター & 釜ヶ崎支援機構 お仕事支援部)

8月1日(月)から、大阪ホームレス就業支援センターが、南職安の跡地(2年前に三徳寮横のシェルターをつくっている間、特掃で使っていたところ)に開所した。これは2階建てのプレハブで、運営協議会の事務所、内職センターや職場体験講習事業の諸業務などで使われる。

同じ敷地の中の南側、昔南職安として使われていた古いコンクリートづくりの建物は、NPO釜ヶ崎が大阪府から借り受けて、お仕事支援部の事務所として使い、大阪ホームレス就業支援センターから委託を受けて、就業相談や就業開拓、就業支援事業をおこなうことになる。

両方ともできたばかりで、紹介できる仕事も、NPOが請負っておこなう仕事も、まだ微々たるものだが、特別清掃だけでなく、仕事の質・量ともに広げていけることができれば、と考えている。

投票区名	2000衆院選		2001参院選		2003衆院選		2004参院選	
	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率
弘治	4,938	54.90	4,931	52.83	4,855	55.96%	4,846	54.81%
長橋	5,144	62.87	5,133	63.59	5,118	65.83%	5,017	62.56%
萩之茶屋	17,328	22.59	18,000	22.65	18,206	26.12%	17,866	27.50%
今宮	8,459	49.34	8,328	48.43	8,181	50.14%	8,300	48.43%
橋	8,033	58.72	7,957	57.5	7,823	58.76%	7,813	55.78%
松之宮	3,785	54.11	3,747	56.04	3,672	58.20%	3,680	58.13%
梅南	4,387	51.65	4,450	51.91	4,379	55.38%	4,346	54.76%
玉出	7,958	52.26	7,925	51.76	7,860	53.79%	7,790	51.22%
岸里東	6,453	48.24	6,448	48.87	6,809	49.29%	6,829	48.62%
岸里西	5,444	52.96	5,347	53.32	5,104	54.70%	5,085	52.70%
千本	9,716	57.01	9,620	56.76	9,506	59.00%	9,479	56.80%
津守	2,587	58.60	2,554	58.18	2,446	58.95%	2,375	57.60%
南津守	7,086	51.07	7,093	50.08	7,688	52.59%	7,646	51.24%
北津守	2,547	65.53	2,488	64.31	2,326	67.54%	2,302	66.38%
山王	4,620	45.50	4,563	43.35	4,505	47.01%	4,427	44.27%
天下茶屋	8,813	55.24	8,715	55.4	8,353	56.67%	8,228	54.12%
合計	107,298	48.96	107,299	48.44	106,831	50.54%	106,029	49.38%

9月11日は、第44回衆議院議員総選挙投票日

投票に行こう！西成区最大の票田の存在を知らしめるために！

皆もよく知っているように、今年度から国の予算が無くなって輪番就労の仕事が減っています。釜ヶ崎支援機構は、仕事を増やすための予算確保を、多くの仲間の署名を付けて国会に請願していますが、中々、結果が出ません。輪番就労の仕事を保続し続けるためには、国会で新しい予算をつけて貰わなくてはなりません。そのためには、国政に強い関心を持っていることを、高い投票率で示す必要があります。

あらためて、多くの仲間が、投票に行かれるよう呼びかけます。

投票行動を呼び掛けはじめて以来、萩之茶屋投票所の投票率は徐々にではあります上昇しています。

しかしながら、「世間並み」の投票率にはまだ届いていません。後五千人が投票に行けば、投票率50パーセントに到達します。五千人という数字は大きなものですが、一人ひとりの積み上げです。一人ひとりが、「他人がどうする」ではなく、「他人はどうあれ、自分は投票に行く」と考え行動すれば、結果として五千人の行動となります。

大切な選挙、個々人の判断で、投票を。大切なのは、投票率の上昇で我々の存在感を示すことです。

〈第4 4 回衆議院議員総選挙〉 (大阪府選挙管理委員会ホームページより)

1 選挙の期日等

投票日 9月11日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

※投票日当日に仕事やレジャーなどの予定のある人は期日前投票又は不在者投票ができます。

期日前投票及び不在者投票のできる期間

衆議院議員総選挙 8月31日(水)～9月10日(土)

時間 上記の期間中土曜・日曜を問わず 午前8時30分～午後8時

3 投票のできる人

昭和60年9月12日以前に生まれ、平成17年5月29日以前から引き続きお住まいの市町村の住民基本台帳に記載されている人。

5 投票の記載内容

小選挙区選挙……投票用紙に1人の「候補者氏名」を書いてください。

比例代表選挙……投票用紙に1の「政党名」を書いてください。

国民審査……やめさせたい裁判官の氏名の上の欄に×を書いてください。

萩之茶屋投票所の区域

	町丁目	街区番号
萩之茶屋小学校	花園北1丁目	全部
	花園北2丁目	1番～7番
	出城1丁目	1番・2番
	太子1・2丁目	全部
	中開1丁目	1番・2番
	長橋1丁目	1番～6番
	鶴見橋1丁目	1番・2番・7番・8番
	萩之茶屋1・2丁目	全部

期日前投票及び不在者投票は区役所で
 西成区内に住居票を置いているのは確かなのだが、何丁目何番何号かはあやふや、という人は、区役所の期日前投票場所(さかやま)で相談して下さい。
 萩之茶屋3丁目の投票場所は、今宮小学校。
 萩之茶屋2丁目(解放会館含む)の投票場所は、萩之茶屋小学校

衆議院名簿届出政党等(近畿選挙区)の名称及び略称の一覧表

近畿選挙区(比例)の名称及び略称の一覧表

届出番号	政党名	略称
1	じゆうみんしゅとう	じみんとう
	自由民主党	自民党
2	しんとうにつぽん	につぽん
	新党日本	日本
3	みんしゅとう	みんしゅ
	民主党	民主
4	しゃかいみんしゅとう	しゃみんとう
	社会民主党	社民党
5	にほんきょうさんとう	きょうさんとう
	日本共産党	共産党
6	こうめいとう	こうめい
	公明党	公明

小選挙区(大阪3区)立候補者

届出番号	立候補者氏名	年齢	党派	本名
1	めぐむ	57	民主党	つじ めぐむ
	つじ 恵			辻 恵
2	まさひろ	65	公明党	たばた まさひろ
	たばた 正広			田端 正広
3	よしたか	50	日本共産党	あだち よしたか
	あだち 義孝			安達 義孝

*小選挙区の定員(当選者)は、1名です。
 *比例代表、近畿選挙区の定員は29名です。政党名での投票数に応じて当選者が配分されます。
 *必ず投票に行きましょう。

総務省ホームページより

NPO 釜ヶ崎・現場通信 93号 2005年10月?

石綿被害はどこまで拡がるのか

仕事であつかったことのある人は注意しましょう。

今年の6月末に、尼崎市にあるクボタ周辺地域でのアスベスト(石綿)による住民への健康被害(ガンのひとつである中皮腫などの発症)が明らかにされて以来、国民の間でアスベストに対する不安が高まっている。政府も労働災害の認定基準を緩和したり、来年の通常国会に被害者救済を柱にした新法を提出するための作業にはいつている。

もちろん、釜ヶ崎の労働者・輪番の人たちも不安だと思う。なぜなら、日雇で建物の解体やはつりの仕事をしたり、また、過去にアスベストを扱う仕事に従事していた人たちも多いからだ。特に建設労働とアスベストの問題は切り離すことができない。7月以来、西成労働福祉センターには相談がいくつか寄せられているようで、NPO 釜ヶ崎にもわずかではあるが「昔仕事でアスベストをあつかったので不安だ」などの相談が寄せられている。

アスベストによる健康被害は、曝露してから15年から50年ほど経ってからあらわれてくる場合が多い。日本のアスベストの輸入量を見ると、これから健康被害があらわれてくる人はますます多くなる。環境省の予測でも、アスベストによる中皮腫と肺がんの患者は、今後8万5千人にも上ると発表されている。国には、しっかりと健康被害者を救済でき、今後曝露する人が出ないような抜本的な対策法の制定を、解体等の企業・業者には、働く労働者や周辺住民が被害にあわないよう、しっかりと安全対策をとって作業をするよう望みたい。

「専門の相談窓口を知りたい」などは、西成労働福祉センターか、NPO 釜ヶ崎でもご案内します。

生活保護申請その前に 年金などの確認をしてみは?

3ヶ月前に、住民票のある住所に年金の裁定請求書を送付するサービスを始めた。もちろん、送ってきた裁定請求書を使わなくても、裁定請求はできる。受給権ができる人とは、例外はいくつかあるが、大まかにいって国民年金と厚生年金などを合わせて25年以上保険料を払うか免除を受けるかしていた人、または厚生年金などに20年以上はいつていた人だ。受給権があつてそのうち1年以上厚生年金に入っていた人については、60歳になる3ヶ月前に裁定請求書が送られてくることになる。

もらえる額は、生れた年によつても、入っていた年数や給料によつても違ふが、何らかの生活の足しになるはずだ。もちろん生活保護を受けても、年金の受給資格があれば、年金で足りない額のみが保護費として支給されるから、保護を受け始めてから年金の手続きをしなければならないことになる。

ただし、気をつけなければならないのは、この裁定請求書が送られてくるのが、住民票があるところだということだ。自分の知らない間に他人に年金が支払われていたということのないように、受給資格がありそうだという人は、①60歳になる直前に住民票のあるところに裁定請求書がきていないか確かめてみる、②その前に住民票を安心できるところに移転し、社会保険事務所に届けておく、③受給年齢になれば、最寄の社会保険事務所で自分の年金の裁定請求がされていないかどうか確認する、などの対策が必要かもしれない。

NPO 釜ヶ崎・現場通信 94号 2005年12月

この冬は寒い。健康に気をつけ厳しさを乗りきろう

いよいよ今年も終わろうとしています。今年は暖冬だといわれていましたが、12月にはいつから1月下旬から2月初旬の真冬並みの寒さが続きました。急に寒くなり、体に変調をきたしている人も多いと思います。今年も、特掃に来てから救急車で運ばれた方が2人病院でなくなりました。ご冥福をお祈りします。

寒くなると血圧が上がり、血管が収縮して、心筋梗塞や脳梗塞などがおきやすくなります。NPOでも、11月から地域内の生活道路清掃では、朝礼前にラジオ体操を始め、体をほぐし暖めてから作業に移るようにしていますが、血圧が高い、心臓が弱いなど体に不安がある人は、年末までに早めに医療センターなど病院に行き、市更相にも相談するなどして、厳しい冬を乗り切って、元気で特掃を続けられるようにしてほしいと思います

新年早々に舞州に、市内4番目の自立支援センターが開所

一度入ったことがある人も再度、自立支援センターに入れるようになりました。(但し、退所後6ヶ月経過者)

来年早々、1月中に、淀川・大淀・西成につづく市内4番目の自立支援センターが、特掃でも「草刈」班がよく行っている舞州で開所することになりました。

規模は200人ですが、そのうち100人分は、天六の一時保護所と同じような形式で、市内4箇所の自立支援センターに入る前の段階としていったん全員ここに入った上で、健康診断を受けたりして、体の悪い人などは他の生活保護施設に入ったり入院する手続きをおこない、就職活動のできる人は市内4箇所の自立支援センターに入るための準備をするために使われます。

自立支援センターの入所期間は最大で6ヶ月間、申込先は市更相と各区保健福祉センター、巡回相談からという点は変わりませんが、大阪市の運営方法が変わり、今までは一度自立支援センターに入ったことがある人は再度入ることはできませんでしたが、入所経験者も、退所後6ヶ月たっていれば、もう一度入ることができるようになりました。就職活動がうまくいかず入所期間が終わってしまった、あるいは就職したが今はまた野宿せざるをえなくなっているという人など申込できます。釜ヶ崎での受付は、市更相でされ、面接は別の日になります。

各種の相談案内

- (1) 生活保護や福祉の相談 月曜～金曜 朝 9時～夕方 4時 (NPO事務所 2階)
- (2) 健康相談・結核の相談 月曜～金曜 朝 9時半～夕方 4時 (三徳横シェルター 2階)
- (3) 労災職業病・交通事故や年金の相談 火曜・木曜 朝 10時～昼 2時半 (三徳横シェルター 1階)
- (4) 就職活動の相談 (NPO 釜ヶ崎 お仕事支援部)

謹賀新年

きんがしねん

今年もよろしくお願ひします

とくていひえいりかつどうほうじん
特定非営利活動法人

かまがさきしえんきこう
釜ヶ崎支援機構 ツー同

今年こそ、釜ヶ崎の三位一体(職と食と寝場所)の改革実現を

2006 (平成18) 年、成年。明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

早いもので、1999年に発足した釜ヶ崎支援機構も、今年で丸7年となる。「石の上にも三年」とよくいわれる。冷たい石でも、その上に三年座り続けられれば、少しは暖かくなる、何事も根気よく辛抱すれば必ず成功するということのようだが、その三年の倍の年数がたったわけだ。

さて、この6年以上の歳月の中で、路上で生活する事を余儀なくされる人や路上死をなぐすことを目的とする組織「釜ヶ崎支援機構」で、なにか「成功」といえるようなことがあったらどうか。

就労機会提供事業・輪番就労について

えび、野宿をしなくてすむほどの収入を確保できるまで就労枠が拡大できていない。

寝場所については、臨時緊急避難のための施設(あいりん臨時緊急夜間避難所)が、未だに存続している。

食については、釜ヶ崎支援機構は、担っていないが、屋外での炊き出しが続いている状況に変化は見られない。

「継続は力なり」というが、「低め安定」では成功とはいえず、野宿や路上死をやや緩和できても、なぐすことはできない。



***酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがすれば就労できません。**

***生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。**

つた き おおさか し ない の じゅくせい かつしや
伝え聞くに、大阪市内野宿生活者

昨年10月現在 3,540人と (西成区内1,100人ととも)

1998年では 8,660人 2003年では 6,603人 の数字がある

	→5年間→	2003年	→2年間→	
1998年 8,660人	→2,057人減→	6,603人	→3,063人減→	2005年 3,540人
	→7年間→			
	→5,597人減→			

2005年10月の数字が妥当かどうか、評価が難しい所だが、仮に1000人少なめの数字だとしても4,500人。1998年の数字からすれば、4,100人の減少、2003年の数字からしても2,100人の減少ということになる。大阪市内の、野宿生活者の数字が減少していることは動かしがたい事実である。もっとも、いまだに3,540人もが野宿を余儀なくされているという事実は、減少は減少としても、喜ばしい状況でないことは確かだ。行政が把握した数字であるのだから、行政は責任を持って、今後2年間のうちにゼロにする具体的方策を推進する責任がある。

ところで、減少した要因はなんだろうか。昨年は、世間の景気も若干回復し、釜ヶ崎の仕事も増えた。それが1つ。また、2003年以降の減少幅が多きいことから、行政の「ホームレス自立支援方策」が効いてきた。それも1つ。あるいは、大阪市内から追い散らされた、という見方もあるかも知れない。ただ、大きな単位で市内からの移動が著しいという傾向を示す情報は、今のところない。

路上から消えた仲間は、どこへ行ったのだろうか。冥土に旅立った仲間も少なくはないだろう。その他の多数は、就労自立して、路上から畳の上の生活に戻ったということなのだろうか。

ある推論 居宅保護移行=5,390人 就労自立=1,250人 計6,640人の減

ある大学の先生が、正月休みに一定の根拠のもとに、野宿生活者の減少について計算してみた所、ここ7年間で6,640人という数字を出した。1998年の8,660人から6,640人を引くと2,020人が残る。2005年の3,540人の方が多い。多いのは、新しく野宿生活に加わった人がいるからである、ということ。

その先生は、現在の野宿者の数は5,000人だろうとして、2,980人が7年間で増えたとしている。計算上、1年間で約426人、1日に約12人新しく野宿になっている。減少は、1年間949人、一日当たり2.6人ということになる。減少と増加の差は、一日当たり14人。増加と減少が変わらなるとすれば、5,000を14で割れば、3,571日、9.8年でゼロになる。3,540人で計算すると、1520、一日当たり0.6人の増で、増加と減少の差は2人。4.8年でゼロとなる。ただ、ここ2年間、先の5年間より減少率が高いので、減少数の6割(3,984)を2年間で一日当たりの減少を計算すると、5.4となる。純減は5,000人で計算して4.2人、3.3年でゼロ。3,540人で計算して4.8人、2年でゼロ。

ものすごく単純にしていって、毎日8人が生活保護申請して受理されれば、来年春には、路上で生活する者はいなくなるということになる。夜間宿所もいらなければ、特掃もいらぬ、炊き出しもいらなくなる。残るのは自立支援センターだけで充分。

めざせ畳の上、居宅保護。そして、ゆっくり次の職探しを！

もはや、特掃・夜間宿所・炊き出しの三点セットで頑張る時ではない。

なぜなら、特掃・夜間宿所は後2年、2010年まで持たないから。そして、仲間の路上

死を、病院での死を、これ以上知りたくないから。頑張る視点を変えよう！

特掃(輪番就労)・夜間宿所が無くなった後の生活を考えよう

とくそう りんばんしゅうろう やかんしゆくしょ
釜ヶ崎支援機構は、就労機会提供事業・輪番就労の拡大で野宿からの転出を実現できるとこれまで考えてきた。それは多くの仲間が、生活保護でなく、自分で働いて生活を維持したいと考えていることを踏まえてのことだった。

しかし、現実はその甘いものではなく、この六年間を振り返っても、大きく拡大したとはいえ、野宿生活を細々と支えるものに留まっている。

釜ヶ崎支援機構は、仲間の野宿からの転出を目指しているのであって、野宿生活を支えることを目的とはしていない。

輪番就労は就労数が不十分なままに留まっていることによって、夜間宿所は、緊急施策が恒常化したことで、多くの仲間を野宿状態に押し留める役割を担うものとなっていると、残念ながらいわざるを得ない。ではどうすればいいか、生活保護制度を活用し、舞洲自立支援センターを活用し、野宿から転出するしかない。来年になると、生活保護すら使えない状況になるかも知れない。今年一年が最後のチャンス！

とくていひ えいりかつどうほうじん **釜ヶ崎支援機構** お仕事支援部

こうせいろうどうしょう **厚生労働省** から「**無料職業紹介所**」の認可を受ける

許可番号:27-ム-300004
有効期間:平成18年1月1日～平成22年12月31日
取扱職種の範囲:全職種 国内

釜ヶ崎支援機構お仕事支援部は、公に認められた無料職業紹介所となりました。これまでの職業相談、求人情報の提供だけでなく、求人者に求職者を紹介することもできるようになりました。

しかし、まだ、求人の登録は極限られた職種、年齢制限のあるものしかありません。工場派遣が中心となっています。

今後、求人の登録を増やすために努力を続けますが、いましばらく、長い目で見て下さるよう、お願い申し上げます。

なお、建設土木の日雇い、期間雇用については、西成労働福祉センターがありますので、お仕事支援部では取り扱いはいたしません。

履歴書・履歴書用写真の提供、履歴書の書き方や、仕事の探し方の相談につきましては、従前通りおこなっています。どんどんご活用下さい。

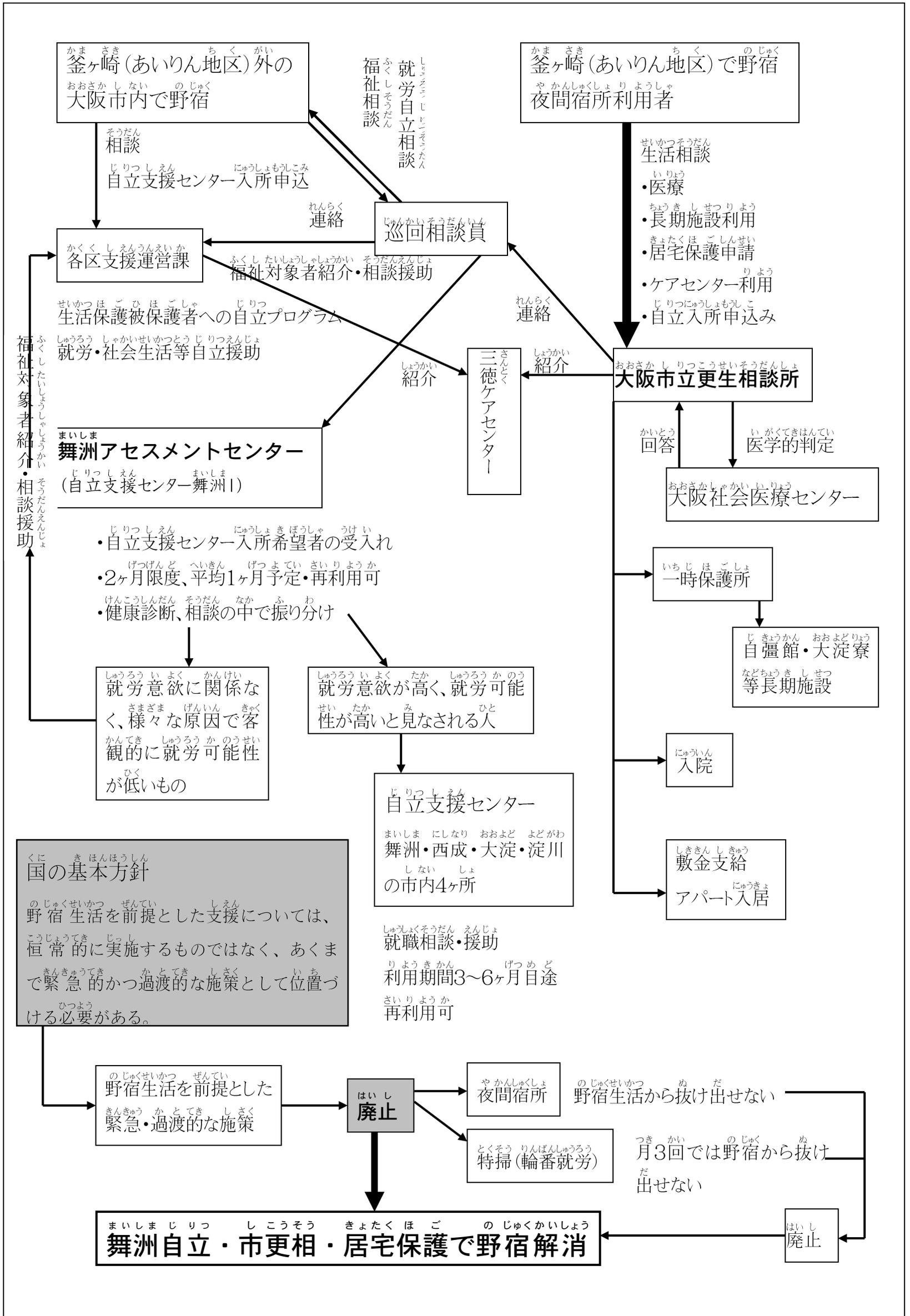
りんばんしゅうろう とくそう きか しんきとうろく じょうけん か
輪番就労(特掃)の切り替え・新規登録の条件が変わるかもしれません。

せいかつほ ごじゅきゅう うむ やくしょ と あ どういしょ ひつよう
・生活保護受給の有無について役所に問い合わせることについての同意書が必要。

さいいじょう とうろくうけつけ いま ふくし そうだん そな くだ
・70歳以上は登録受付しない。今から、福祉相談などして、備えて下さい。

***酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。**

***生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。**



特掃(輪番就労)は、野宿を余儀なくされる者のための事業

釜ヶ崎支援機構では、輪番就労だけでは充分にメシを食べることができないから、65歳以上は生活保護制度を活用しての卒業、60歳以上についても、就労努力をしながら生活保護制度を利用しての、野宿からアパートへの移行を勧めてきた。

その成果は、01年からの登録状況を見れば分かる(下の表参照)。65歳以上は随分と少なくなった。本来なら、65歳以上を持って登録を受け付けないこととするべき時期だ。

特掃では、生活を維持する目処は立たない。生活保護を受けて、アパートを確保すれば、パートであれば事に就きやすくなる。野宿から、アパートへの移行を、働く場を確保するため、積極的に考えるべきだ。生活保護は「墓場的な、消極的な考えは捨てよう。特掃の登録は、生活保護も利用しにくい年齢(55~59歳)に絞るべきだ。そうすれば、もう少し、生活を支えられる制度となる。誰もがしがみつけるほど、大きな仕事量はないのだから。制度の目的をはっきりさせよう。理解と協力を!

	01年	02年	03年	04年	05年	10~12月 就労実績	06年予想
55歳以下	20	10	13	16	17	8	19
55~59	1,246	1,154	1,169	1,362	1,213	795	1,196
60~64	1,273	1,235	1,326	1,371	1,207	913	1,084
65~69	603	341	315	286	272	258	290
70歳以上	161	81	70	65	75	65	76
合計	3,303	2,821	2,893	3,100	2,784	2,039	2,665
55歳以下	0.6%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.4%	0.7%
55~59	37.7%	40.9%	40.4%	43.9%	43.6%	39.0%	44.9%
60~64	38.5%	43.8%	45.8%	44.2%	43.4%	44.8%	40.7%
65~69	18.3%	12.1%	10.9%	9.2%	9.8%	12.7%	10.9%
70歳以上	4.9%	2.9%	2.4%	2.1%	2.7%	3.2%	2.9%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

輪番就労(特掃)の切り替え・新規登録の条件が変わるかもしれません。
 ・生活保護受給の有無について役所に問い合わせることについての同意書が必要。
 ・70歳以上は登録受付しない。今から、福祉相談などして、備えて下さい。
 生活保護受給者は、確実に把握され、登録・就労できなくなります。
 70歳以上については、議論の途中ですが、少なくとも、釜ヶ崎支援機構の事業では就労できなくなります。雇用者として責任が持てません。センター清掃は、釜ヶ崎支援機構の事業外ですから、関知しません。1年間の猶予期間のみ。

***酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。**
***生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。**

センター清掃を除く9月～1月の特掃就労実績を年齢別に見れば

せいそう のぞ

がつ

とくそうしゅうろうじっせき

ねんれいべつ

み

釜ヶ崎支援機構は、センター内清掃については関知していませんので、就労状況を把握することができません。

釜ヶ崎支援機構が把握可能な、早朝の「センターガードマン」「府・市・草刈り・道路」での一月ごとの就労状況を、五歳きざみの年齢区分で見ると、左の表のようになります。

登録人数は2,784人だが、実祭に就労しているのは、1,800人から1,700人。

釜ヶ崎の高齢日雇労働者等就労機会を得にくく、野宿を余儀なくされる人々を対象とする事業で、70歳以上の存在は不当である。

年齢区分でいえば、55～59歳が700人前後、60～64歳が800人前後、65～69歳が200人前後、70歳以上が60人前後、という状況だ。輪番就労は、55～64歳が主体の事業であるという

最高年齢は80歳である。釜ヶ崎の高齢日雇労働者等就労機会を得にくく、野宿を余儀なくされる人々を対象とする事業で、70歳以上の存在は不当である。

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	総人数	実働人数
35-39	1		1					2	1
40-44	2	1						3	1
45-49		1		1				2	2
50-54	4	1	1	1		1		8	4
55-59	341	132	247	298	10	16	9	1,053	712
60-64	389	132	274	320	18	31	49	1,213	824
65-69	154	38	83	101	2	11	17	406	252
70-74	31	6	16	19	1	4	5	82	51
75-79	5	1	6	1				13	8
80-	1		1					2	1
総計	928	312	629	741	31	63	80	2,784	1,856

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	総人数	実働人数
35-39	1			1					2	1
40-44	3								3	0
45-49		1		1					2	2
50-54	3	1		3		1			8	5
55-59	353	129	184	244	64	39	30	10	1,053	700
60-64	380	144	245	324	64	25	19	12	1,213	833
65-69	168	44	77	89	16	8	3	1	406	238
70-74	29	8	16	20	5	3	1		82	53
75-79	5	2	3	2	1				13	8
80-	1		1						2	1
総計	943	329	526	684	150	76	53	23	2,784	1,841

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	総人数	実働人数
35-39	1		1					2	1
40-44	3							3	0
45-49			1	1				2	2
50-54	3			3	1	1		8	5
55-59	382	127	209	226	81	22	6	1,053	671
60-64	418	110	229	304	86	36	30	1,213	795
65-69	168	43	63	89	14	17	12	406	238
70-74	33	7	16	12	2	8	4	82	49
75-79	6		1	6				13	7
80-	1		1					2	1
総計	1,015	287	521	641	184	84	52	2,784	1,769

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	総人数	実働人数
35-39	2								2	0
40-44	3								3	0
45-49			1	1					2	2
50-54	3		2	2	1				8	5
55-59	392	108	170	214	120	29	17	3	1,053	661
60-64	438	120	180	256	148	39	29	3	1,213	775
65-69	188	32	58	77	38	10	3		406	218
70-74	37	5	14	8	14	3	1		82	45
75-79	7	1	2	2	1				13	6
80-	1				1				2	1
総計	1,071	266	427	560	323	81	50	6	2,784	1,713

表の見方

※表の左「35-39」以下の欄は、登録者の年齢区分

※表の上段「0日、1日・・・」は、その月の就労日数

※12月で見れば、「55-59」歳の人で、1日も輪番就労しなかった人は392人、1日就労した人は108人、2日就労した人は170人ということになる。

※総人数は「輪番登録者数」

※実働人数は、登録者数から、1日も就労しなかった人を差し引いた人数で、その月に1日でも就労した人の数。

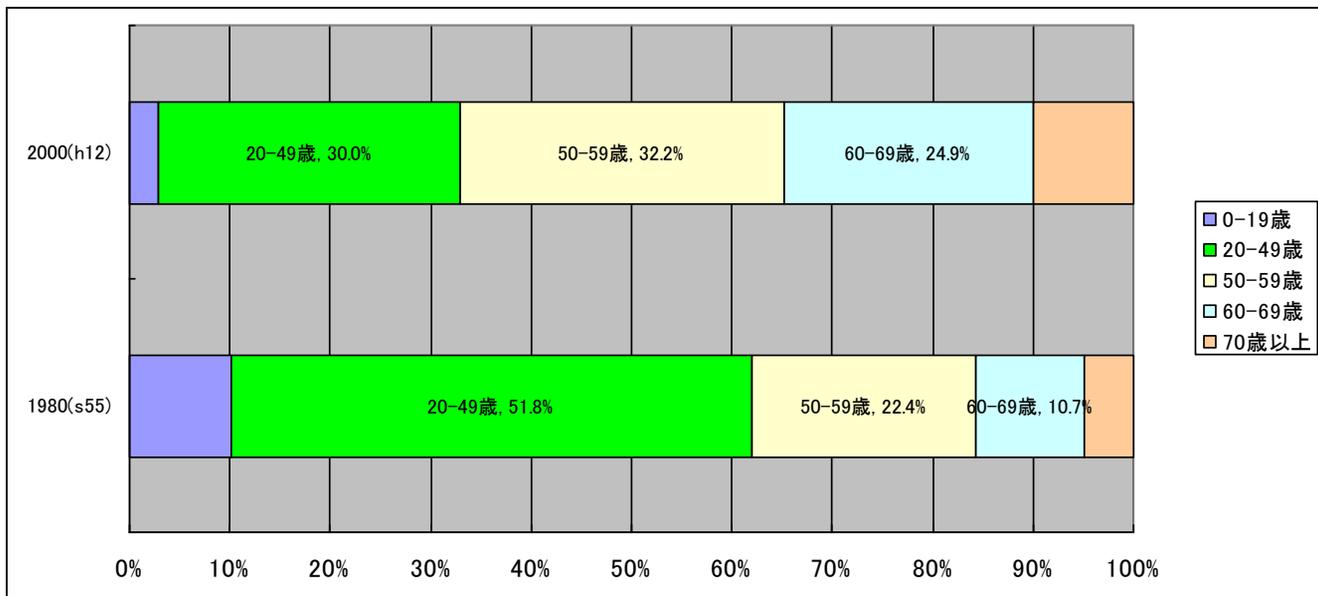
特掃(輪番就労)は、野宿を余儀なくされている者のための事業

釜ヶ崎支援機構では、輪番就労だけでは充分にメシを食べることができないから、65歳以上は生活保護制度を活用しての卒業、60歳以上についても、就労努力をしながら生活保護制度を利用して、野宿からアパートへの移行を勧めてきた。

今年、それに加えて、登録年齢の上限を決めるべきだと訴えている。結果として、上限設定は先送りになったが、釜ヶ崎支援機構が就労を受け入れない方針は変わらない。センター清掃にいつてほしい。

特掃では、生活を維持する目処は立たない。生活保護を受けて、アパートを確保すれば、パートであれば事に就きやすくなる。野宿から、アパートへの移行を、働く場を確保するためと、積極的に考えるべきだ。生活保護は「墓場的な、消極的な考えは捨てよう。特掃の登録は、生活保護も利用しにくい年齢(55〜59歳)に絞るべきだ。そうすれば、もう少し、生活を支えられる制度となる。誰もがしがみつけるほど、大きな仕事量はないのだから。制度の目的をはっきりさせよう。理解と協力を！

「年齢制限はいかん、生保もええやないか、貧乏人は仲良うせな」
言葉は美しいが、実際に成り立つのか！
2000年国勢調査では、あいりん地区人口の内
70歳以上が2,310人、60~69歳は、5,752人。今はもっと増えている。
何の制限も加えなければ、結果として、野宿生活者の飢えがきつくなるだけだ。生保にかかりにくい50~59歳は、7,443人いる。
60歳以上が生保移行しなければ、共倒れになる。先は暗い。



	0-19歳	20-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	計
1980(s55)	2257	11523	4,976	2,383	1,094	22,233
2000(h12)	673	6943	7,443	5,752	2,310	23,121
1980(s55)	10.2%	51.8%	22.4%	10.7%	4.9%	100.0%
2000(h12)	2.9%	30.0%	32.2%	24.9%	10.0%	100.0%

あいりん地区

萩之茶屋1	萩之茶屋2	萩之茶屋3	天下茶屋北1	花園北1
太子1	太子2	山王1	山王2	

*国勢調査の結果で、あいりん地区の高齢化を明らかにする。特掃登録の年齢上限がなぜ必要かを理解してもらうために。(あいりん地区の範囲は、表面下を見てください。昨年末実施の結果は、年齢区分の発表がまだなので「?」を入れています。)

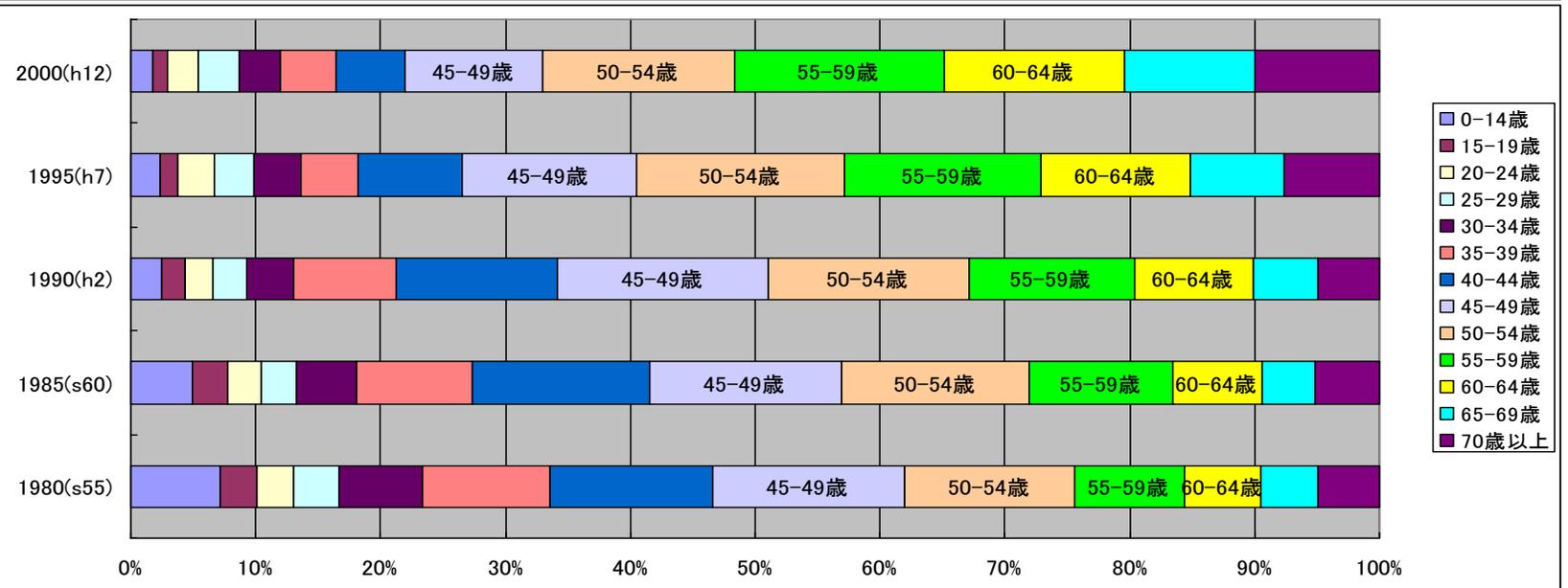
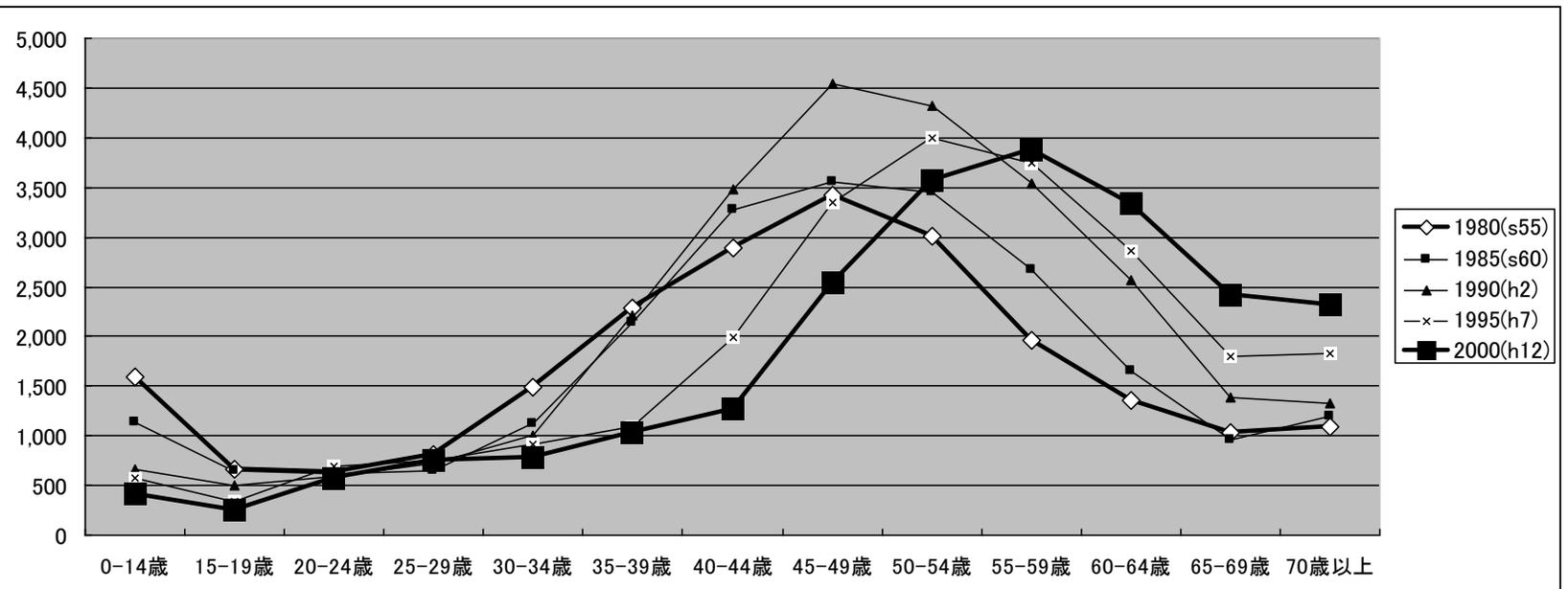
*年齢区分での最大のグループは、1980年、1985年、1990年は、「45-49歳」でしたが、1995年は「50-54歳」、2000年は「55-59歳」と、5年ごとに5歳あて上に上がっています。2005年は、「60-64歳」になっているかも。これは街の停滞と高齢化の定着を意味します。

中高年日雇労働者中心の街から、高齢・福祉中心の町へと変わっていることの数字上の証明です。

*高齢化著しい中で、輪番が月3回就労を維持することができたのは、行政の考えもありますが、65歳以上卒業、60歳以上生保移行推進をおこなってきたことも大きな要因であると考えられます。輪番就労だけでは、釜ヶ崎の多くの高齢者に対応できないことは明らかです。生活保護の活用やシルバー人材センターの利用、民間のパート仕事なども選択肢として考える必要があります。

とりあえず、70歳以上、登録は認められるようですが、釜ヶ崎支援機構では就労することはできないと、承知しておいてください。

	0-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70歳以上
1980(s55)	1,592	665	633	808	1,488	2,281	2,893	3,420	3,013	1,963	1,357	1,026	1,094
1985(s60)	1,136	650	624	647	1,123	2,145	3,270	3,557	3,451	2,665	1,659	955	1,201
1990(h2)	667	505	596	729	996	2,207	3,487	4,544	4,316	3,542	2,563	1,392	1,322
1995(h7)	569	342	687	753	913	1,090	1,998	3,342	3,991	3,749	2,863	1,805	1,822
2000(h12)	419	254	571	756	776	1,035	1,272	2,533	3,562	3,881	3,335	2,417	2,310
2005(h17)	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
2000/1980=	26.3%	38.2%	90.2%	93.6%	52.2%	45.4%	44.0%	74.1%	118.2%	197.7%	245.8%	235.6%	211.2%
1980(s55)	7.2%	3.0%	2.8%	3.6%	6.7%	10.3%	13.0%	15.4%	13.6%	8.8%	6.1%	4.6%	4.9%
1985(s60)	4.9%	2.8%	2.7%	2.8%	4.9%	9.3%	14.2%	15.4%	15.0%	11.5%	7.2%	4.1%	5.2%
1990(h2)	2.5%	1.9%	2.2%	2.7%	3.7%	8.2%	13.0%	16.9%	16.1%	13.2%	9.5%	5.2%	4.9%
1995(h7)	2.4%	1.4%	2.9%	3.1%	3.8%	4.6%	8.4%	14.0%	16.7%	15.7%	12.0%	7.5%	7.6%
2000(h12)	1.8%	1.1%	2.5%	3.3%	3.4%	4.5%	5.5%	11.0%	15.4%	16.8%	14.4%	10.5%	10.0%
2005(h17)	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?



3月20日現在の登録数は、一、六九七名。その内すでに一五〇名が取り消し

登録取り消し数はまだ増える見込み。総数は二千百名前後か？

3月20日、切り替え登録が終わった時点での登録数は、1、697人であった。今後新規登録が始まるが、まだ切り替えていない人を含めて、700人までだとすると、登録予想数は、2、400人となる。

しかし、生活保護受給者は登録できないと、予め知らしているにもかかわらず、うっかりしたのか、今まで通り判らないだろうと高をくくったのか、登録をした人がいる。その人達は、登録取り消しとなるので、実質登録総数は2、100人程度になるのではないかと推測されている。70歳以上の登録は、70歳になったばかりの12人を含めて現在49人。センター清掃にいらしてもらうしかなが、福祉相談の対象から外したわけではないので、遠慮することなく、NPO事務所2階の福祉相談部門で相談してほしい。

65歳以上は、卒業。60歳以上も卒業努力。生活保護受給は人生の「上がり」では決していない。住居確保して、働く努力を！

3.20現在切り替え無し

年齢	人数	%
35-39	2	0.2%
40-44	3	0.3%
45-49	1	0.1%
50-54	4	0.4%
55-59	361	33.2%
60-64	445	40.9%
65-69	223	20.5%
70-74	38	3.5%
75-79	9	0.8%
80-84	1	0.1%
総計	1087	100.0%

平均年齢 61.7歳

継続切り替え

年齢	人数	%
45-49	1	0.1%
50-54	4	0.2%
55-59	676	39.8%
60-64	767	45.2%
65-69	200	11.8%
70-74	43	2.5%
75-79	5	0.3%
80-84	1	0.1%
総計	1697	100.0%

平均年齢 60.9歳

生活保護受給者は登録できません。
本人確認のための写真をカードに
飲酒して就労はできません。

2004年度

年齢区分	新登録	連続	合計	未登録
55以下	11人	5人	16人	5人
55-59	582人	780人	1,362人	200人
60-64	317人	1,054人	1,371人	348人
65-69	52人	234人	286人	184人
70以上	13人	52人	65人	31人
総計	975人	2,125人	3,100人	768人
55以下	1.1%	0.2%	0.5%	0.7%
55-59	59.7%	36.7%	43.9%	26.0%
60-64	32.5%	49.6%	44.2%	45.3%
65-69	5.3%	11.0%	9.2%	24.0%
70以上	1.3%	2.4%	2.1%	4.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平均年齢	59歳	61歳	60.7歳	63歳

2005年度

年齢区分	新登録	連続	合計	未登録
55以下	11人	6人	17人	2人
55-59	401人	812人	1,213人	233人
60-64	171人	1,036人	1,207人	450人
65-69	32人	240人	272人	225人
70以上	11人	64人	75人	32人
総計	626人	2,158人	2,784人	942人
55以下	1.8%	0.3%	0.6%	0.2%
55-59	64.1%	37.6%	43.6%	24.7%
60-64	27.3%	48.0%	43.4%	47.8%
65-69	5.1%	11.1%	9.8%	23.9%
70以上	1.8%	3.0%	2.7%	3.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平均年齢	58.4歳	61歳	60.4歳	62.1歳

1 ホームレスに対する生活保護の適用に関する基本的な考え方

厚生労働省社会・援護局保護課長

社援保発第 0731001 号 平成 15 年 7 月 31 日

生活保護は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない者、すなわち、真に生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度であり、ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、生活保護を適正に実施する。

生活保護活用の手順

各区 支援運営課・受付
(旧・福祉事務所)

自分が住んでいる、野宿している区
の区役所

大阪市立更生相談所
(市更相) 受付

釜ヶ崎(あいりん地区内)で野宿、あるいはシェルター、ドヤ利用している人

生活保護申請

医療センター

健康状態・病名を確認。相談
室で相談。お金がなければ、借
用書を書くことで受診可能。

職業安定所 (ハローワーク)

居所確保の前に、職探しをすることは無駄な努力のように思えますが、働くこととする努力を、役所に証明するために必要です。生活保護受給後の職探しの練習にもなります。詳しくは、福祉部門かお仕事支援部で聞いて下さい。

NPO法人 釜ヶ崎支援機構

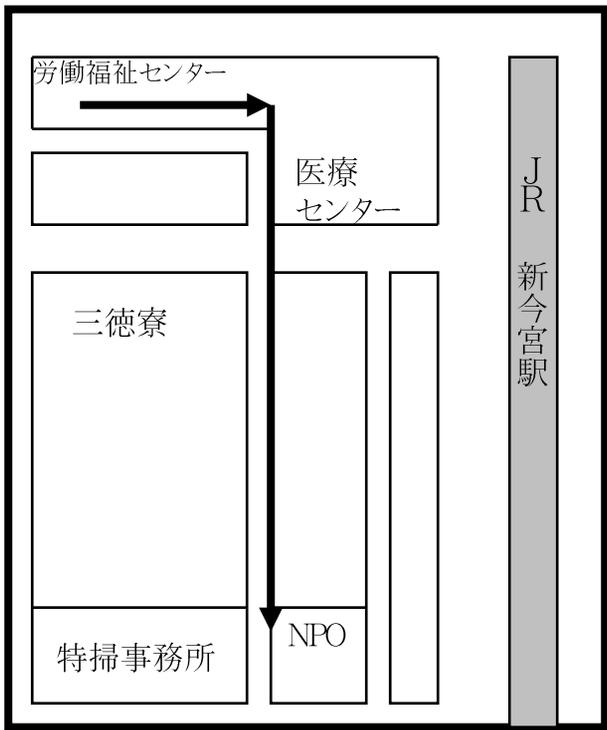
お仕事支援部
無料職業紹介所

・求職活動のための
各種相談受付
・職安の利用の仕方、履歴書の書き方、面接の受け方など

福祉相談部門

・入院・施設入所・居宅
保護の相談窓口
・居宅確保の相談
・生保移行後の各種相談

生活に困窮する者は、年齢に関係なく、働く能力・働ける状態にあっても、生活保護を活用することができない。居所確保(生活保護活用)して、働き口を探そう。野宿状態での職探しは、ほとんど無理。



西成労働福祉センター登録輪番制度の登録条件について

前略 余寒の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当法人が委託を受けております事業に従事するための輪番登録の時期が迫って参りました。従前、登録対象者は、55歳以上の「あいりん高齢労働日雇労働者等」であり、登録に際しては、年齢を証するものの提示が求められています。また、「生活保護受給者」は登録できないことが告知されています。本年からは、登録条件として下記2点を加えられますよう要望致します。

記

1) 登録にあたって、「生活保護受給(施設入所・入院を含む)」の事実についての問い合わせを関係機関にすることへの同意を必要とすること。

登録は、西成労働福祉センターにするのであって、釜ヶ崎支援機構にするのではない。また、登録資格審査も西成労働福祉センターがおこなうのであるから、同意書の宛名は西成労働福祉センターとなると考えられ、関係機関への問い合わせ、事実確認後の登録の取り消しなども西成労働福祉センターにおいて担われるものと思慮されるが、事業実施を円滑にするためにおこなっている本人確認のための顔写真撮影・登録カードへの貼付を釜ヶ崎支援機構が慣習的におこなっていることもあり、登録機関にではなく、「雇用主＝釜ヶ崎支援機構」宛とし、釜ヶ崎支援機構で事務を取り扱うという方法も考えられる。

また、登録条件を定める行政機関宛とし、結果のみを西成労働福祉センターへ通知するという方法も考えられる。

2) 登録年齢を55歳以上70歳未満とされたい。

要望する理由並びに背景

1) 事業目的から

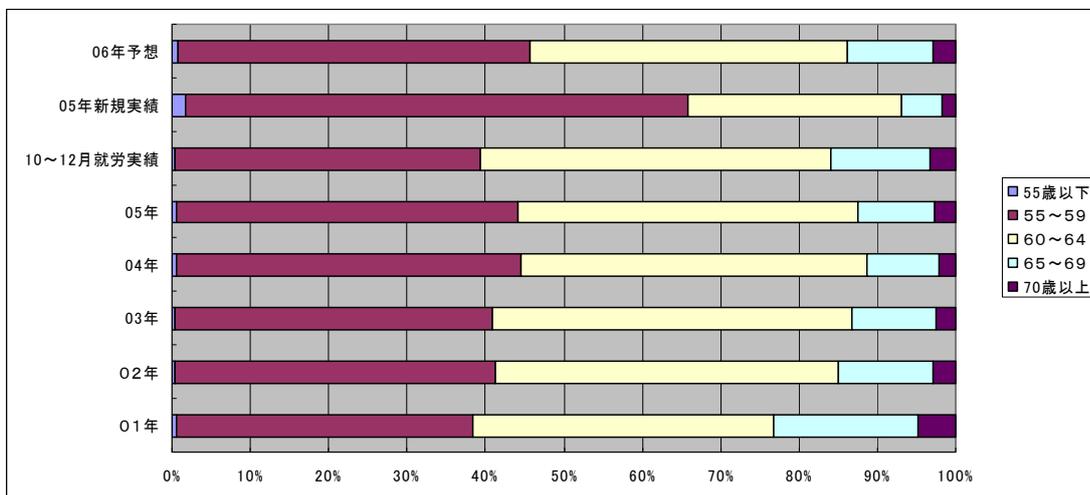
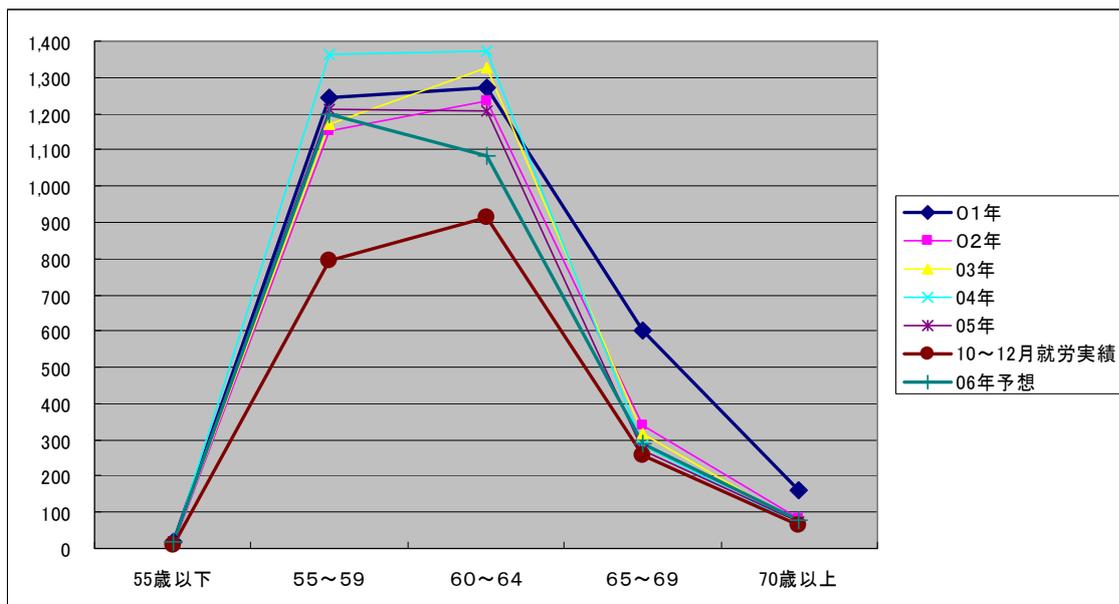
あいりん高齢日雇労働者等登録輪番就労事業は、加齢により就労機会が減少する日雇労働者等に就労機会を提供し、収入の道を提供すると共に就労意欲の維持を目的とするものであると理解しております。

「生活保護受給者」は、最低限度の生活保障がなされており、「自立支援プログラム」の取り組みが開始された事に鑑み、本事業の対象から除外することが妥当であると考えられます。

高齢社会においては、高齢者も可能な限り社会の生産活動に参加することが求められていますが、70歳以上について、働くことで得られる収入によって生計が維持されることが一般的に期待されている訳ではないと考えられます。「生きがい就労」あるいは年金等の収入を前提とした補助的収入を得るための労働としての意味合いが濃い。本事業は、そのような意味合いでの就労機会を提供するものではないと考えます。もし、主として生計を支える手段として本事業を利用したいというのであれば、本事業では生計を支えられるだけの収入を得られないことは自明であるので、他施策に誘導するのが至当であると考えます。

2) 過去の実績から

	01年	02年	03年	04年	05年	10～12月 就労実績	05年新 規実績	06年予想
55歳以下	20	10	13	16	17	8	11	19
55～59	1,246	1,154	1,169	1,362	1,213	795	401	1,196
60～64	1,273	1,235	1,326	1,371	1,207	913	171	1,084
65～69	603	341	315	286	272	258	32	290
70歳以上	161	81	70	65	75	65	11	76
合計	3,303	2,821	2,893	3,100	2,784	2,039	626	2,665
55歳以下	0.6%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.4%	1.8%	0.7%
55～59	37.7%	40.9%	40.4%	43.9%	43.6%	39.0%	64.1%	44.9%
60～64	38.5%	43.8%	45.8%	44.2%	43.4%	44.8%	27.3%	40.7%
65～69	18.3%	12.1%	10.9%	9.2%	9.8%	12.7%	5.1%	10.9%
70歳以上	4.9%	2.9%	2.4%	2.1%	2.7%	3.2%	1.8%	2.9%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



月日	年齢 (当時)	負傷及び発病の経過 その後
9.2	57	帰りの車の中では眠っていた。詰め所へ戻ってきた時は体が冷たい。脈が計れない状態だった。横になって、脈は落ち着いたが、ことばが思うように発することができないことを確認。救急車を呼ぶ。当日A病院から二次救急(高度な医療ができる)D病院へ転院。
12.7	57	午前中、仕事をしながら腰痛を訴える。午後から待機。トイレ付近で倒れる。貧血がひどいので救急車を呼ぶ。痛みがひどいので知人が持っていた薬をゆずりうけ、飲んでいた。05/12/8D病院へ転院。
1.11	57	午前中、仕事をしていたが班長に体調不良を訴え、昼前ひとりで特掃事務所へ帰ってくる。心臓の持病があり、救急車を呼んで欲しいという。病院で発作が起こっている時しか心電図にはあらわれない、といわれる。12時半頃ひとりで帰ってくる。賃金を支払い、早めに帰ってもらう。普段はもっているニトログリセリンをもっていなかった。三重県の病院で治療をうけてい
12.7	57	特掃事務所受付後、指導員より、歩行困難、体調が悪そうだ、という気づきあり。声かけをして福祉部門へ。ぼんやりしていて、視線があわない。医療センター受診。市更相、三徳ケアセンターは5日ほどもらう。福祉部門の指示は理1解できて事務所にもやってくる。これといった病気はみつからず、05/12/15頃、天六一時保護所へいく。
1.5	57	現場で頭がフラフラする、と体の不調を訴える。屋すぎ釜ヶ崎支援機構スタッフが特掃事務所へつれて帰ってくる。午後から特掃事務所で待機する。脳梗塞の兆候もなく、体調は落ち着いたようだ。15時まで待機した。一年程前医療センター受診。G病院で、採血、CT検査を受け軽い脳梗塞のあとがあることがわかる。以後、H病院で高血圧の治療をうけている。
10.15	58	朝、特掃事務所受付後、顔のむくみ、歩行困難、息切れ等、体調不良が激しいので救急車を呼ぶ。05/10/24D病院へ転院。その後F病院へ転院、人工透析をうけるためにD病院に通
11.29	58	現場で体の不調を訴え、指導員さんが屋すぎ特掃事務所へつれて帰ってくる。吐き気、発熱あり。特掃事務所で毛布をかぶって横になる。風邪と思われる。2時すぎに賃金を支払う。「今日はドヤにとまって眠る。」といて帰っていった。2,3日後事務所に来て、快復したと報告して
9.12	59	地区内小学校近くで休憩中、座り込んでいた。ぐったりと横になっていた。指導員が声を掛けると、ひとりで起きあがり、意識もあったが、歩ける状態ではなかった。救急車を呼ぶ。多量な汗がでていた。胸部レントゲンと血液検査、点滴をする。病院は点滴が終わってから入院するかどうか様子を見る、といったが、本人が、回復したので帰りたい、と希望したので、NPOスタッフともに特掃事務所まで帰ってくる。4.5ヶ月前から医療センターへ通院中。血圧の薬をのんでいる。時々今日のように、具合が悪くなる時がある。
1.27	60	指導員より歩きにくそう、呂律がまわらないということで福祉相談部門紹介。酒臭あり。アルコールがぬけるまで(11時頃)まで待機。社会医療センター(整形)受診。毎日夜6-7合飲酒。すでに社会医療センター(内科)受診しており、肝臓悪いと言われている。社会医療センターから帰ってくるもまだ酒臭あり。1月30日(月)朝までケアセンター。1月29日(日)福祉相談部門スタッフと約束、酒がぬけた状態で詳細な聞き取りをする予定。
1.19	61	指導員より福祉部門に紹介。腰痛(5-6年前から)昨年から口語障害(しゃべりにくい)等の自覚症状あり。飲酒に関しては否認強い。1月23日(月)社会医療センター受診。CT検査。1月26日(木)までケアセンター。1月26日(木)CT検査の結果脳梗塞創認められる。今後通院でアルコールの治療をすること、金銭管理することを約束に1月28日(土)物件さがし。2月2日(木)朝までケアセンター。同日アルコール専門病院の予約、福祉相談部門スタッフ一緒に受診の予
12.26	63	午前中、嘔吐腹痛、を訴える。午後から現場で待機。3時に特掃事務所へ帰ってきて、賃金を受け取ったのち、事務所へやってくる。救急車を呼んで欲しいという。治療方法は絶食と点滴。痛みは消えないが、嘔吐は止まり、少し落ち着いた(05/12/28)
10.20	63	2005/9/20カードの写真よりやせていて本人とは思えない。2005/10/12指導員より、仕事の指示が理解できない。 2005/10/20耳が聞こえにくい。耳垂れがでている。特掃事務所受付後、福祉部門へ。医療センター受診。当日はドヤに泊まる。2005/10/21医療センター(精神科)受診。市立更生相談所より精神科の病院に入院。
11.2	64	特掃事務所受付時酒の匂いがしたので、不労になりかけたが、話をきくと、酒は昨夜飲んだ。昨夜自転車に乗っていて転倒。頭にけがをした。」というので、就労になる。体調が以前から悪そうだったので、福祉部門へ。医療センター(精神科)受診。アルコール依存症。治療を受ける意志を確認して、05/11/11アルコール依存症専門病院入院。入院まで約1週間あったが福祉部門よりドヤに宿泊する。
1.12	65	2005年1月12日(木)特掃事務所受付後、指導員より、いつもと様子がちがう。背中が曲がっている。という気づきあり。声かけすると、「3週間ほど風邪をひいている。南港臨泊ではもっと悪かった。呼吸気管が苦しい。」という。病院へいくことをすすめたが、体が汚れているからいやだ。と拒否される。指導員2人より再度説得してなんとか福祉部門へ。医療センターで診察を受けて帰ってきたのは2時すぎにいた。「仕事するより、しんどかった。」とひとこと。市更相、三徳ケアセンターは1/16(月)の朝までもらえた。翌日肺の再検査あり。肺機能は低下している、が問題なし。それ以外にも胃、腸、痔調子悪い。痔に関しては受診拒否。アルコールの問題はあるが否認強い。1月20日(金)ケアセンター利用中にアパートを探す。金銭管理と部屋に入ってからアルコールの量がすぎるようであればアルコール専門の病院に通院することを約束、1月23日(月)部屋に入居、生活保護申請、1月24日(火)受理。
12.20	66	午前中、仕事をしている時、苦しいと体調不良を訴え救急車をよぶ。病院で診察を受けたのち、昼頃指導員と特掃事務所へ帰ってくる。賃金を支払い早めに帰ってもらう。その後福祉相談部門で居宅保護の相談継続中。
9.8	73	府駐車場の前、阪堺電車線路際で休憩中、座りこんでいて、横に倒れる。顔面蒼白。すぐに救急車を呼ぶ。搬送直後、心臓が止まっていた。処置が早く、心臓は動くようになったが、自発呼吸はできず、意識は明(05/9/8現在)05/10/3E病院へ転院。05/11/30E病院にて死去。

*01 年度登録は、他年度と比べ

65～69 歳と 70 歳以上の占める割合が多かったが、年々減少の傾向を示している。

「65 歳以上卒業」の呼び掛けにより「生活保護移行」が進んでいるものと思われる。

*「10～12 月就労実績」は、05 年 10 月から 12 月にかけて就労した実績のあるものだけを抜き出しもの。「仕事回復」の影響か 55-59 歳の占める割合が低くなっている。

*「05 年新規実績」は、05 年度に新規登録したもの。仮に、06 年度新規登録を 05 年度並とし、10-12 月の就労実績を再登録するものとするれば、「06 年度予想」の数字となる

*輪番就労は、生活を維持するに十分な収入をもたらすものではなく、結果として野宿状態を固定することとなり、体調不良のものが多く就労してくる。特掃事務所からの救急搬送事例がそのことを証明している。事例が示していることは、「65 歳以上卒業」、「60 歳以上も生保移行」という呼び掛けが妥当であるということであり、今後は、57 歳にまで呼び掛け対象年齢を下げるべきではないかということである。

*輪番就労は、野宿生活者が長期に野宿することを支え、体調不良となる時期を待って「生保移行」させる制度ではないはずである。

以上

第一次登録取り消し発表、現在登録実数は一、九七三名。

「登録取り消し」で輪番卒業の皆さんご苦勞様でした

4月にまだ4回、輪番登録の機会があるが、現時点での登録者数は2、074人。第一次登録の取り消しの発表で、101人が取り消しとなっているので、実数は、1、973人となっている。

「登録取り消し」、言葉は悪いが、「輪番卒業」と考えていただきたい。生活保護で居所確保していれば、野宿しているよりも働く場所は探しやすいはず。輪番就労以外で活躍する場所を捜して下さい。お仕事支援部は、充分には言い切れませんが、お手伝いさせていただきます。

70歳以上の登録は、センター清掃にいつてもらうしかありませんが、福祉相談の対象から外したわけではないので、遠慮することなく、NPO事務所2階の福祉相談部門で相談してください。

さて、第一次取り消し分を年齢別に見ると、生活保護受給者は65歳以上だけではないことがよく判つてもらえると思います。生活保護は65歳以上でないと無理と、思いこんでいる人は、この事実をよく認識して、考えを改めて下さい。年齢に関係なく、経済的困窮の事実に基づいて、生活保護申請はできるのです。ただ、働こうとしている努力を示す必要があります。アルミ缶集めでも、露店でも努力しているのには違いありませんが、「役所の常識」の仕事の中には、残念ながら、入っていません。職安で仕事探しをする必要があります。野宿、夜間宿所生活から脱出する更なる努力を！

あきらめきれぬと
あきらめて下さい。
お願いします。

登録内訳

年齢区分	継続	再登録	新規	総計
35-39歳	1			1
40-44歳				
45-49歳	1			1
50-54歳	3	1	12	16
55-59歳	718	12	142	872
60-64歳	774	25	43	842
65-69歳	180	2	9	191
70-74歳	39	4	2	45
75-79歳	3		1	4
80-84歳	1			1
総計	1,720	44	209	1,973
平均年齢	60.8	61.7	57.9	60.5

第1次取消分

年齢区分	人数
35-39歳	
40-44歳	
45-49歳	
50-54歳	1
55-59歳	19
60-64歳	44
65-69歳	29
70-74歳	6
75-79歳	2
80-84歳	
総計	101
平均年齢	63.4

「継続」は切り替え。「再登録」は過去に一度でも登録していた人

生活保護受給者は登録できません。
本人確認のための写真をカードに。

飲酒して就労はできません。

65歳定年制が世の流れ。さて、輪番の定年は！

高齢者雇用安定法にみる定年年齢の引き上げ論議を参考にすると

高齢者雇用安定法と改正

この法律は、高齢者の安定した雇用の確保や再就職の促進などを目的とし、60歳未満の定年を禁止している。企業には60歳定年のみならず、65歳までの定年引き上げや、定年後も引き続き雇用する継続雇用制度を導入し、65歳まで雇用を確保するように努力義務が課せられている。現在、定年を定めている企業の約9割は定年年齢を60歳としている。65歳まで何らかの形で雇用を確保している企業は約7割に達しているといわれているが、希望者全員を雇用延長の対象とする企業は3割弱とみられている。

改正案は、厚生労働省の労働政策審議会(厚労相の諮問機関)の答申を基に策定された。現在、定年を65歳未満に設定している企業に対し、2006年4月から(1)定年を引き上げる(2)退職後に雇用契約を結び直して再雇用する「継続雇用制度」を導入する(3)定年制を廃止する——のどれかを実施するよう義務付けた。

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課課長補佐の藤枝茂さん

「少子・高齢化の進展で、労働力人口が今後、減少することが予想されます。会社員が加入する厚生年金の定額部分の支給開始も、2013年度までに段階的に65歳まで引き上げられます。年金受給までの収入を確保し、高齢者が働き続けることができる環境の整備が改正の狙いです」

……輪番就労に参加している人で、年金に縁のある人はそう多くないので、年金支給まで雇用をつないで収入確保する意味はない。今でも収入確保というには少なすぎる額でしかないのだから。従って、定年を高年齢に設定する意味はない。生活保護に移行することをもって「卒業」とするのが、やはり合理的!

日本経済研究センター理事長の八代尚宏さん

「企業が求めない人材まで含めて定年後に就業希望者を全員再雇用すれば、若年層や、子育てが終わって働くことを望む女性などの雇用機会を奪うことになりかねません。これは一部の労働者の既得権益を守るだけで、労働者全体の公平感を損なうという意味でも望ましくありません」

……輪番就労では、卒業できる人が卒業しないと、輪番の回りがよくなり、共倒れになります。輪番就労は、現在の登録者だけの既得権益とすべきものではなく、より経済的に困っている人に世代交代して譲っていくべきものです。生活保護移行やその他の方法で生活上の問題が解決することのできる人がしがみつく制度ではありません。

参考: 読売新聞・大手町博士のゼミナール・<http://www.yomiuri.co.jp/atmoney/dr/20040224md01.htm>

—平成15年雇用管理調査結果の概況— 厚生労働省大臣官房統計情報部 雇用統計課雇用管理係

一律定年制を定めている企業についてその定年年齢をみると、「60歳」とする企業割合が89.2%(前年90.3%)となっており、「61～64歳」2.7%、「65歳」6.8%となっている。

……世の常識は、定年といえば60歳、国は財政事情で年金支給年齢を引き上げるので定年引き上げをいっているだけ。何も貧乏人がそれにお付き合いしなければならぬ理由はない。しかも、国は自ら働く場所を提供する気はなさそうなのだから。年金制度と無縁の貧乏人は、生活保護制度を活用して定年を迎えるしかない。それが世の仕組み!

顔写真添付について協力のお願い

登録カードには、顔写真の添付場所が表面に作られています。顔写真が付けられていないときは、他人のカードで就労する、ひどいときは朝、人の紹介票とカードを奪って就労するなどの不正行為がありました。それを避けるために、アンケートを実施してみんなの意見を聞き、顔写真を付けることにしたものです。顔写真が無いカードでは就労できませんので、時間と手間がかかりますが、ご協力をお願いします。

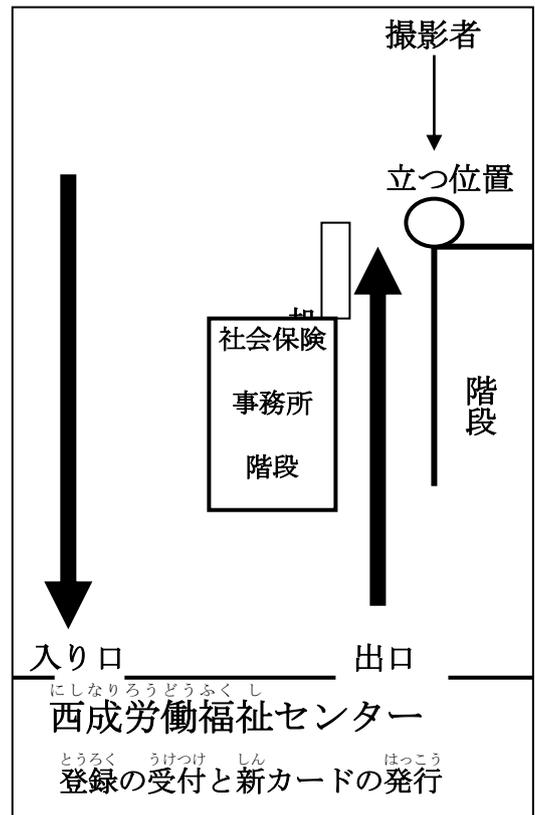
写真は、カードを受け取った後、撮影します。新しい番号、そして氏名を名簿に書いた後、丸柱の前の椅子に座ってください。撮影の順番と名簿の順序が食い違っていると正しい顔写真を貼ることに支障が生じますので、順番が入れ替わらないよう注意してください。できた写真は、翌日の午前9時以降にNPO釜ヶ崎の事務所にて貼り付けます。

他人の名前での登録・年齢を偽っての登録・生活保護受給者の登録はできません。

登録後に事実が分かった場合、登録は取り消され、就労することはできません。

登録輪番制による就労は、野宿生活を余儀なくされているなど、きわめて困窮している仲間の為のものです。生きがいや健康維持の為にあるものではありません。このことをしっかり理解して登録してください。

輪番就労は、お金をばら撒く制度ではな



く、仕事しごとすることによって賃金ちんぎんを得る制度え せいどです。したがって、お酒さけを飲んでの就労しゅうろう（二日酔いふつかよ・前日ぜんじつの酒気しゅきの残りのこも同じおな）はできません。センターで紹介票しょうかいひょうをもらってきても、釜ヶ崎支援機構かま さきし えん きこうで受付うけつけしません。

就労受付場所しゅうろううけつけ ばしょは、今宮文庫東いまみやぶん こ ひがし、生活清掃道路事務所せいかつせいそうどう ろ じ むじょです。センターで紹介しょうかいを受けたら、すみやかに受付場所うけつけ ばしょで面着めんちゃくをすませて下さい。受付時間うけつけ じかんを過ぎるとその日ひの就労しゅうろうはできません。

左記さぎの行為こういは厳禁げんきんです。

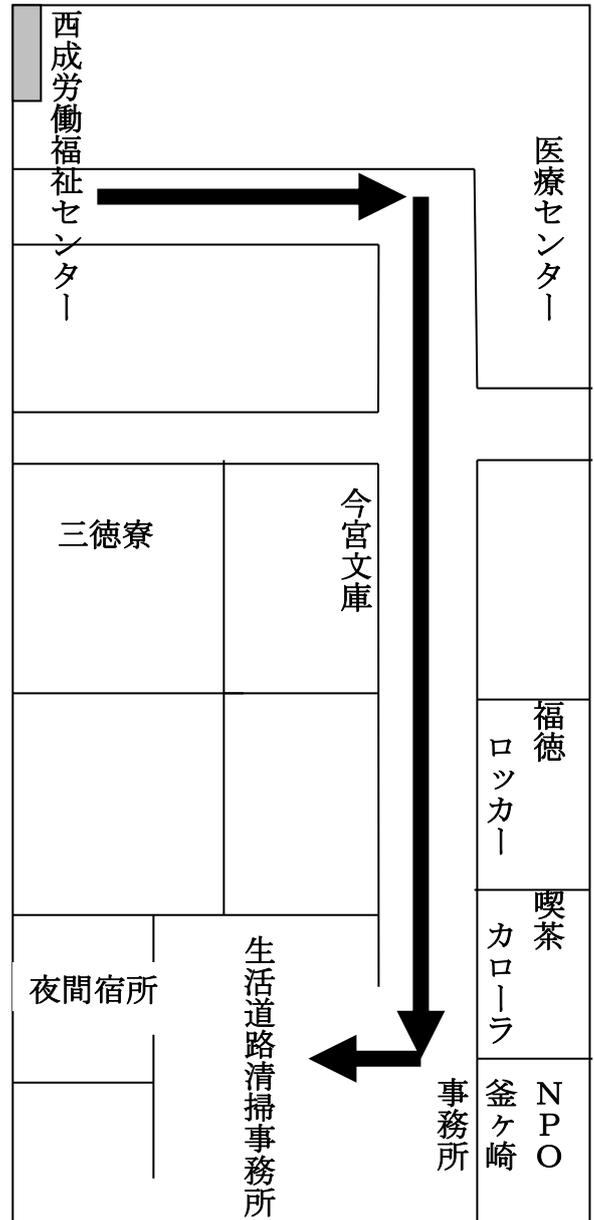
一、登録とうろくした本人ほんにん以外いがいが就労しゅうろうすること

登録カードとうろくカードを不正使用ふせいしやうした人が、元もとから持もっているカードも、取り消しとけの対象たいしやうとします。年齢ねんれい・氏名しめいを偽いつわって作つくったカードや他人たにんに成なりすまして作つくったカードも無効むこうです。

一、酒気帯び就労しゅきおびしゅうろうはできません。

前まえの日の酒さけが残のこっている場合ばあい、酒さけの匂においがする場合ばあいも就労しゅうろうすることはできません。

一、生活保護受給者せいかつほごじゆきうじや（居宅保護きたくほご・入院にゅういん・入寮中にゅうりやうちゆう）は就労しゅうろうはできません。



NPO釜ヶ崎・現場通信

特定非営利活動法人
かまがさきしえんきこう
釜ヶ崎支援機構

(6630) 6060

今年度登録番号 **2,530番**まで。 **実数は、2,383人**

平均年齢 **60.3歳** **60歳以上は 1,246人 (52.3%)**

今年度登録も終わり、登録人数が確定しました。もうすでに皆、承知のことで、間の抜けた報告となりますが、ご一読ください。

登録の最終番号は、2530番です。「輪番卒業」(登録取消し)

が147人ありましたから、実数は、2383人ということになります。

登録した人を、去年からの「継続」、去年は登録していなかったけれど、それ以前に登録していた人の「再登録」、そして全くの「新規」の

三つのグループに分けて平均年齢を比べると、「新規」のグループがも

つとも若く、「再登録」のグループはそれより3歳高い。

ちなみに、もつとも平均年齢が高いのは「取消し」のグループで63.2歳

でした。「取消し」の内訳は、「継続」で128人、「再登録」で9人、

「新規」で9人でした。各グループの中で、60歳以上の占める割合が

高かったのは、「取消し」のグループで、8割近くに達しています。

次に60歳以上の占める割合が高かったのは、去年登録していたけれど

ども今年に登録しなかった人たちのグループで、7割を超えています。生

活保護受給者が多く含まれていたことを推測させる数字です。登録した

くてもできなかった、路上や公園、病院で亡くなった人も含まれてい

ますから、やや乱暴ですが、野宿生活者の平均死亡年齢という見方もで

きるかもしれません。あるいは、「輪番卒業」平均年齢とも・・・。

さて、あなたは、何歳ですか。高齢者特別就労事業や夜間宿所(三

角公園南の600名分)が無くなる日を考えたことがありますか。

不景気な話ですが、目を背けては通れない話です。

年齢区分	登録総数	登録内訳			取消	実登録数	継続登録無
		継続	再登録	新規			
35-39	1	1				1	1
40-44	1			1		1	3
45-49	2	1		1		2	1
50-54	13	4	1	6	2	11	3
55-59	1,151	776	28	318	29	1,122	227
60-64	1,030	807	35	124	64	966	334
65-69	266	200	5	21	40	226	208
70-74	58	40	3	5	10	48	35
75-79	7	3	1	1	2	5	10
80-84	1	1				1	1
総計	2,530人	1,833人	73人	477人	147人	2,383人	823人
平均年齢	60.5歳	60.8歳	61.3歳	58.3歳	63.2歳	60.3歳	62.3歳
60歳以上の占める割合	53.8%	57.3%	60.3%	31.7%	78.9%	52.3%	71.4%

表の見方

- *「年齢区分」は、縦に5歳刻み
- *「登録総数」は、西成労働福祉センターが登録を受け付け、登録した人数。
- *「登録内訳」一「継続」は、前年度から引き続いで登録。・「再登録」は、前年度以前に登録していた人。・「新規」は、過去に一度も登録していなかった人。
- *「取消し」は、登録を取り消された人。
- *「継続登録無」は、前年度登録していた人で、今年度登録しなかった人。

せいかつ ほ ご てきよう こ こ じん こんきゆう じ じつ もと おこな
生活保護の適用は、個々人の困窮の事実に基づいて行われます。

さい い じょう げん き
「65歳以上でなければだめ」「元気でなければだめ」ということではありません。

の じゆく や かんしゆくしよせいかつ ときどきの じゆく ときどき や かんしゆくしよせいかつ
野宿・あるいは夜間宿所生活、または時々野宿・時々夜間宿所生活から、
すこ あんしん せいかつ いこう ほうほう かんが べつさんこうしりょう
少しでも安心できる生活へ移行する方法を考えるためのコース別参考資料

さい みまん げん き
60歳未満、元気ばりばりコース(生活保護はまだいやよ、という人むき)

じりつしえん りよう かんが じりつしえん だん あいべ や しごと さが きかん
*自立支援センターの利用を 考えてみてください。自立支援センターは、二段ベッドの相部屋ですが、仕事を探す期間、
とりあえず食べる心配はしなくてすみます。利用期間は、3～6ヶ月の間ですが、就職すれば、自立支援センターから通勤
し、アパートに入り生活するための資金が貯まるまでの間は利用可能です。

にゅうしよて じゆん じゆんかいそうだんいん めんせつ じゆんかいそうだんいん しな い こうえん じゆんかい こえ まわ いま
*入所手順①巡回相談員と面接する。(巡回相談員は、市内の公園などを巡回して声をかけて回っていますが、未
だに一度も出会ったことのない人やすぐ連絡を取りたい人、簡宿に泊まっている人などは、区役所支援運営課受付・大阪
市立更生相談所受付で、「自立支援センターに入りたいので、巡回相談員と会いたい」といってください。

ちゅうい じこう やくしよ かんかつ なわば ちく ない の じゆく せいかつ しこうそう たんどう
*注意事項: 役所には管轄、縄張りというものがああります。あいりん地区内で野宿・生活していれば、市更相の担当になり、
あいりん地区外の西成区内であれば西成区支援運営課となります。阿倍野区であれば、阿倍野区役所です。

こんきゆう せいかつ ほ ご きじゆんい か せいかつ おく ひと
ともかく困窮している(生活保護基準以下の生活を送っている)人

おおさか せいかつ ほ ご きじゆんがく やちん じょうげん えん じっぴ たんしん せたいせいけいひ えん たと やちん じょうげん
大阪の生活保護基準額は、家賃が上限42,000円までの実費。単身世帯生計費が 79,800円。例えば、家賃が上限
いっぱいだとすると、1ヶ月に121,800円の支給を受けることになります。家賃が42,000円以下のところに住み、家賃を払っ
た後の生活費が 79,800円以下になる人は、原則として、生活保護で差額を足してもらうことができます。年金が月6万
円野宿していれば、家賃分と 19,800円は生活保護でみてもらえることになります。アルミ缶集めなどして月3万円平
均の収入しか無く、野宿している人は、生活保護基準以下の生活を送っているのに間違いありませんから、申請すれ
ば、生活保護を受けることができます。

さい い じょう ふくし そうだん ぶもん そうだん とくそうじ むしよむ かいだ かい せいかつ ほ ご しんせい
* 65歳以上であれば、すぐ「福祉相談部門」へ相談を(特掃事務所向かい、2階建てプレハブの2階)。生活保護申請
に必要な書類を作成。アパート・マンションについて必要であれば、不動産屋さんを紹介します。申請時点で居所が
なければ、敷金支給まで、2週間以内の範囲で、三徳ケアセンターで待機することになります。市更相あるいは各区
区役所支援運営課のどこに申請するか、野宿場所によって異なります。(個々人の事情により、入院・施設入所もあ
りえます。)

さい みまん しごとしえんぶ そうだん さんかくこうえんにし もとみなみしよくあんあち からだ ちょうし わる
* 65歳未満であれば、とりあえず「お仕事支援部」へ相談を(三角公園西、元南 職安跡地)。体の調子が悪ければ、
医療センターで受診を。個々人の事情によって違いますが、ハローワーク(職安)に通って、仕事を探す努力をする必
要があります。野宿状態では、就職が決まることは困難ですが、生活保護申請のために、努力する姿勢を示す必要
があるからです。まず生活保護をかけてから、職探しを奨励するというのが、まっとうな順序だと思っのですが、残念
ながら、今のところそうなっていません。60～65歳では、5回程度。それ以下の年齢では 10回程度、プラス面接1～2
回。ただ通うだけではだめです。職安に行ったときに手に入れた求人情報や相談した結果のメモなどを保管してお
く必要があります。詳しくは「お仕事支援部」で、お聞きください。生保受給後職確保で生き生きライフ!

今年度は、特掃の集団健康診査はおこなわれません 「市民健康診査」を活用することになります。

ここ3年ほど、特掃で集団検診をおこなってきた。皆の健康に対する関心が高まり、検診を継続することが必要なことではあるのだが、今年からは、集団検診をすることができなくなった。できなくなったのは、大学の先生たちの研究予算が無くなったからなのだが、だからといって、せっかく輪番就労者の間で健康に対する関心が定着しているのに、何も無しにすることはできないので、どのような方法で実質的な集団検診を実現できるか、考えてみた。

ひとつは、「市民検診」の活用がある。特掃での集団検診が始まるまでは、この方法で、健康管理を呼びかけていた。この方法の欠点は、一カ所で最大百人までしか受診できないこと。したがって、全員一斉にというわけにはいかない。

今一つは、医療センターを活用すること。医療センターも検診取り扱い医療機関になっている。医療機関の検診については、「必ず事前に電話等で問い合わせること」になっているが、輪番就労者が個々バラバラに問い合わせると、それだけで医療センターの事務に影響が出るので、調整が必要だ。

市民検診Ⅱ 萩之茶屋小学校実施分（最大百人まで）
実施日 7月13日（木）午後2時～3時30分

医療センターの活用については、現在打診中だが、萩之茶屋小学校での市民検診は、日が差し迫っているために、とりあえずお知らせしておく。

萩之茶屋小学校で受診するためのルール

- ① 事前に、申し込みをすること。（予定では6月26日くらいから受付開始。先着百人までとします。）
- ② 野宿している人、夜間宿所利用者などで検診結果を郵便で受け取れない人は、連絡先を釜ヶ崎支援機構とすること（西成区萩之茶屋1丁目5番4号）。
- ③ 市民検診は、人によって有料の検査もおこなわれることがあります。その場合は、釜ヶ崎支援機構で負担します（支援機構から立ち会いが一人、萩之茶屋小学校へ行きます）。

健康診断を毎年一回、繰り返し受けることで大きな病気の早期発見、予防に結びつけることができます。積極的に受診しましょう。

1. 大阪市における高齢者特別清掃事業 従事者の健康と生活

黒田研二らは、ホームレス者が多くを占める大阪市の高齢者特別清掃事業従事者を対象に、平成15年度～17年度の3年間、健康診査と健康相談活動を実施した。そのデータを、平成15年度国民健康・栄養調査結果と比較するとともに、17年度受診者を野宿群と簡宿群に区分し、生活・健康状態の比較を行い、ホームレス者の健康実態を分析した。

ホームレス者は国民一般と比べて、(1)身長、体重平均値からみて体格が小さく、やせの比率が高い、(2)重度高血圧の率は4倍程高い、(3)低栄養状態にある人の比率が高い。

一方で、(4)血糖値については糖尿病のおそれのある140mg/dl以上の人々の比率が1割を超えている、(5)肥満と区分される人もホームレス者の2割ほどにみられ、血中脂質の値が正常範囲より高い人も1～2割を占めている、といった課題が見いだされた。

野宿群を簡宿群と比較すると、野宿群では不眠、ストレスなどの問題を訴える人の比率が高い、食事内容が貧困で低栄養状態の率が高い、歯の状態にも問題が多い、胸部レントゲン判定で要医療者の率が高い、重症高血圧の率が高いなどが明らかになった。

一方、3年間、健診と健康相談の活動を継続することにより、ホームレス者において自分の健康状態、とくに血圧値に対する意識が高まって、高血圧治療を継続する人、血圧を自分で測定する人が増加した。

高血圧や糖尿病などの生活習慣病管理や歯科治療のため、ホームレスであっても通院治療が保障される体制を作り出す必要がある。

無料低額診療事業のほか医療扶助の単独給付を認めるなどによって、柔軟に対応することが要請されている。

また、食の改善が必要であり、経済的貧困からくる食の欠損に対する食事供給の事業、食への意識を高め生活習慣病の予防を図る活動が求められている。—ホームレス者の医療ニーズと医療保障システムのあり方に関する研究／平成17年度 総括・分担研究報告書より—

NPO法人 釜ヶ崎支援機構 お仕事支援部が発行する登録カードについて

西成労働福祉センターが発行する輪番就労の登録カードと、釜ヶ崎支援機構お仕事支援部が発行する登録カードとは、全く別のものです。そんな分かり切ったことを、改めて確認するのは、「登録したんだから、仕事紹介するだろう、現金仕事、それはいつ？」との期待が大きすぎるからです。確かに、お仕事支援部では、本当にまれに現金仕事を紹介していますが、登録者全員が輪番で回せるような仕事は少ないし、仕事の量も限られています。誠に心苦しい状況ですが、ご理解ください。

釜ヶ崎支援機構は、無料職業紹介所ですが、現金仕事を紹介するところではありません。日雇、建設土木以外の仕事を探すお手伝いをするとご理解してください。

生活保護申請を前提としたお仕事探しのお手伝いもしています。どしどし活用してください。

告知: 釜ヶ崎支援機構事務局長 松繁逸夫は、6月20日付でNPO釜ヶ崎を退職いたしましたのでお知らせします。

NPO 釜ヶ崎 現場通信 114 号

山口宏（特掃責任者）副理事長が急逝

6月25日夕方、心筋梗塞で。享年 63歳

6月25日夕方、NPO 釜ヶ崎の副理事長であり、特掃の責任者である山口宏氏が急逝しました。

25日朝から「あごが痛い」とかかりつけの歯医者に行き、国立病院機構の大阪医療センターに転医して問診中に「胸が痛い」と倒れ、心臓マッサージの甲斐なくこの世を去ってしまいました。

25日の午前中までは元気であり、突然の悲報でした。

山口副理事長は、70年代初めから釜ヶ崎で日雇労働者として働き、76年から釜ヶ崎日雇労働組合に加わって以降、93年の反失業連絡会、99年のNPO 釜ヶ崎と、日雇労働者と野宿を余儀なくされる仲間の権利のために奮闘してきました。特別清掃にも94年の開始当初から指導員として先頭に立ち、特別清掃の責任者としてとりまとめをおこなってきました。

葬儀は6月27日に南大阪祭典（新今宮駅の北）で、通夜は前日の26日にご子息が喪主としてとりおこなわれました。大阪府や大阪市などの行政関係者、自立支援センターや西成地域の各団体のみならず、両日ともたくさんの特掃や釜ヶ崎の労働者が参列してくれ、それぞれ200人ほどの大勢で見送ることができました。

「急なことだったので通夜も葬儀も知らなかった」「行きたかったが入り辛かった」という方は、特掃事務所の中に遺影と祭壇を設けているので、焼香していただければ当人も喜ぶことと思います。口うるさかったが、誰よりも釜ヶ崎の高齢労働者と野宿を余儀なくされている労働者のことを考えていた、山口副理事長の意思を引き継いで、しっかりと特別清掃事業の継続を行っていきたいと思います



- 古い仲間より追悼文寄稿 -

山口さんのグチグチが聞こえなくなって一週間！

グチグチといわず、一瞬にして逝ってしまった山口おいちゃんを偲ぶ

山口宏さんが亡くなってから、一週間になる。グチが、グッチちゃんが、と言われての一生であった。

その通称の「グチ」が、名前の山口のグチに由来するのではなく、「グチグチ言う」の「グチ」であることは、みんな承知のこと。本人もよく認識していたところでもある。

通常、そのような通称で呼ばれる人は、他人からすかれるタイプではなく、なんとなく距離を置かれるタイプと想像されるであろう。亡くなる三日前、夜間宿所の事務所で、夜間宿所の責任者をつかまえて、「ワシャ、特掃のガンやけど、アンタ夜間宿所のガン・・・」とグチグチっていたそうだから、自他共に認める嫌われ者というところ。

人の評価は、棺桶のふたが閉まって定まる、と言う言葉がある。まさに、山口おいちゃんの棺桶のふたはしまった。山口おいちゃんの棺桶のふたが釘で止められていたそのとき、南大阪祭典の建物周辺には、「会場に入ったら」と声かけしたにもかかわらず、「いや、ここで見送りさせてもらう」という仲間が十人以上はいた。葬儀の最中にも、南大阪祭典の前を二度三度と通る仲間もいた。



山口おいちゃんは、特掃が始まった時からの指導員であるし、それより前の時期は、釜日労の事務所で、あるいは越冬闘争の最中に、医療や労働相談で縁のあった仲間も多かったであろう。そういうときの山口おいちゃんのグチグチは、頼もしい武器として役立ったであろう。

山口おいちゃんのグチグチの日常的な被害者は、毎日現場を共にする指導員たちであったが、仕事現場を段取りするのが行政機関であることから、担当する行政機関の職員も被害者となった。亡くなる数時間前にも、電話で大阪府の担当者にいつもにましてグチグチいていたという。

山口おいちゃんは、釜ヶ崎支援機構副理事長であった。釜ヶ崎支援機構は、行政と付き合いがあるので、副理事長の葬儀に関係部署からの弔問があっても、通常の社会儀礼として何の不思議もない。しかし、山口おいちゃんの葬儀参列者は、明らかに通常の社交儀礼を越えていた。グチグチ言われた歴代の担当者が駆けつけた。

山口おいちゃんのしゃべりは、時として、前ふりを省略した、唐突とでも言うべきものであった。話の流れをつかむのにちょっと戸惑った経験を持つ人も多いことであろう。山口おいちゃんにも、間違いはあったであろうし、個人的な好き嫌いもあったであろう。

だが、長年にわたるグチグチが存在しえたのは、そのグチグチが多くの場合私的なものを含まず、状況に即したものであり、大げさに言えば、労働者・大衆の利をまもると言う立場を外れないものであったからだ。だから、グチグチいわれた人の中に、山口宏が残る。行政の側であれ、指導員仲間であれ、闘争をともにした仲間であれ、一緒に何かをした思いが残っているのだと思う。

山口おいちゃんに、派手さはなかった。しゃべるのもそう上手でもなかった。ただひたすら、現場の人であった。大衆の、現実の利を大切にする人であった。合掌！